

4 関連する諸課題への対応

(1) ICT活用等による特別支援教育の質の向上

【現状と課題】

- 障害のある児童生徒が、ICT機器を自らの目的を実現するための手段として適切に活用する資質・能力の育成を図ることが求められており、教員のICTを活用した指導力の向上が喫緊の課題となっています。
- また、家庭学習や学校卒業後を見据えて、保護者等がICTの活用について学ぶ機会を設けることが課題となっています。
- 特別支援学校への統合型校務支援システムの導入に伴い、ICTを活用した幼児児童生徒の情報の管理や共有の在り方について研究を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 障害のある児童生徒がICTを活用して主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、オンラインでの授業、家庭学習時の課題提示の方法など、教員のICTを活用した指導力向上に取り組みます。
- 家庭学習や学校卒業後を見据え、保護者等がICT活用について児童生徒と共に学ぶ機会を設けることに取り組みます。
- 特別支援学校においては、個に応じた指導や支援の充実に向け、統合型校務支援システムを活用した幼児児童生徒の情報管理や共有の研究に取り組みます。

(2) 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり

① 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用

【現状と課題】

- 特別支援学校においては、これまで医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士等の外部専門家を有効に活用し、障害のある児童生徒の指導の改善を図ってきました。今後も外部専門家の助言を学校全体で共有する体制づくりや効果的な研修の更なる充実が求められています。
- また、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する、ものの見方、聞き方、捉え方や人とのかわり方など、言語や社会性の基盤となる学習については、早期であればあるほど効果が高いため、早期支援が必要不可欠です。そのため、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児及び保護者に対して、関係機関と連携した早期支援の推進が求められています。
- 学校だけでは対応が困難なケースに対しては、より専門的な知見から相談支援を行うため、長崎大学や県教育センター等と連携した訪問支援システムの活用が進められています。
- 特別支援学校においては、障害による困難さに加え、家庭環境等の複雑さなどから、不登校等の事例に陥るケースがあります。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した取組を積極的に進める必要があります。

【施策の方向性】

- 特別支援学校においては、外部専門家等から得られた助言を学校全体で共有する体制づくりを一層進め、効果的な研修に取り組みます。
- 特別支援学校においては、関係機関と連携した早期からの支援体制や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携した相談支援体制づくりを推進します。

②保護者等支援の推進及び教育と福祉等との連携

【現状と課題】

- 障害のある子どもの保護者等においても、保護者同士が顔を合わせる機会が減ってきており、相互に助け合ったり、悩みを語り合ったり、学び合ったりする機会が減少しています。そのため、関係機関等が実施している保護者等の支援に係る情報を、学校から積極的に周知していくことが求められています。
- また、保護者が自分の子どもに障害があることに気付かなかったり、障害があることに気付किながらも障害を受け入れることができなかつたりすることで、障害のある子どもが適切な時期に適切な指導や支援を受けることができず、学校生活に不応を起し、二次的な困難が生じるケースがあります。
- 障害のある児童生徒の多くは、放課後等デイサービス^(※24)を利用しています。そのため、児童生徒の支援内容や方法等について、学校と放課後等デイサービスなどの関係機関との情報共有を充実させていくことが求められています。
- 地震や豪雨災害等の自然災害が発生した際、障害のある幼児児童生徒の中には、一般の指定避難所で避難生活を送ることが困難となるケースがあります。そのため、地域と連携した防災訓練の在り方などが課題となっています。

【施策の方向性】

- 学校やPTA、市町教育委員会に対して、関係機関が行っている保護者等支援の取組に関する情報を積極的に発信します。
- 保護者が自分の子どもの障害に気付き、障害を受容し、適切な指導や支援を受けることができる相談支援体制づくりを推進します。
- 市町と連携して、放課後等デイサービスなどの関係機関と学校との情報共有に取り組みます。
- 特別支援学校においては、自然災害等に備えて命を守る避難行動がとれる防災教育を推進するとともに、地域と連携した防災訓練等に取り組みます。

(※24) 放課後等デイサービス：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童生徒を対象として、放課後や休業日に児童福祉法に基づく事業所等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うもの。

③教育と労働との連携

【現状と課題】

- 企業の障害者の雇用に対する理解や法定雇用率^(※25)の引き上げなどを背景に、企業で働く特別支援学校の卒業生は増加しています。今後、就労する業種の拡大を図るために、企業に対して特性等を生かした障害者雇用について理解を促すことが重要となっています。
- 高等学校においては、発達障害のある生徒の進路や就労が課題となっており、今後、関係機関との連携強化が求められています。

【施策の方向性】

- 就労先となる業種の拡大を図るため、学校と企業や関係機関との連携を強化し、特性等を生かした障害者雇用について理解を促します。
- 発達障害等のある生徒の就労支援の充実のために、学校と関係機関との連携強化に取り組みます。

(3) 障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

【現状と課題】

- 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動が年々盛んになり、障害者スポーツ大会や障害者芸術祭だけでなく、各種団体が主催する大会や作品展等に参加する機会が広がっています。学校卒業後も生涯を通じて、スポーツ、文化等に親しむことができるように、関係機関と連携しながら支援することが求められています。
- 一方、障害のある生徒の学校卒業後における学びの場の充実や生涯学習に関する十分な情報提供が課題となっています。

【施策の方向性】

- 関係機関等と連携し、障害のある幼児児童生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化活動等に親しむことができるような基盤づくりを推進します。

(※25) 法定雇用率：一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち障害者をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準。

(4) 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信

【現状と課題】

- 本県では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）」に先んじて、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が平成26年4月に施行され、共生社会の実現に向けた取組が進められてきました。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習を一層推進し、早期からの共生社会の基盤づくりに努めるとともに、各学校における特別支援教育の取組を積極的に情報発信することで、県民に対して特別支援教育の理解・啓発に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 今後も共生社会の実現に向けた取組を継続、発展させていくとともに、障害のある幼児児童生徒の様々な活躍や各学校における取組の様子等を、ホームページや報道機関等を通じて積極的に発信することで、社会に開かれた特別支援教育の推進に取り組めます。